

静岡県告示第105号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年2月23日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
150号	榛原郡吉田町大幡字青柳境1802番の5から 榛原郡吉田町大幡字青柳境1800番の5まで	平成30年2月23日